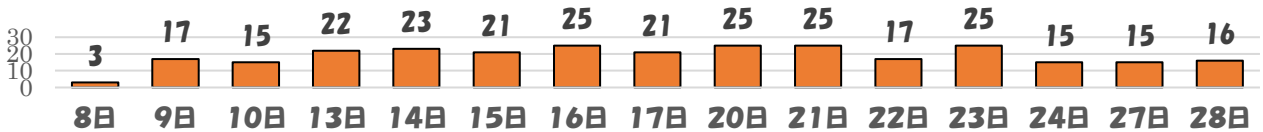


R8.4.30
第二号

新学期が始まって約一か月が経過しました。新しい環境にも少しずつ慣れてきた頃かと思います。5月はゴールデンウィークでお休みが続きますが、生活リズムの乱れなどで体調を崩さないように、ご家庭でもお声掛けください。また、学校医による検診も始まります。持ち物や服装については、児童用保健だより「ほかほか」でお知らせしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

4月の保健室来室状況



4月28日までの来室数は285人でした。外科の内訳としては、打撲が79件と最も多くみられましたが、はっきりとした原因がない痛みの訴えも多くみられました。内科の内訳としては、腹痛が32件と最も多く、次いで頭痛、吐き気の順番でした。インフルエンザの報告が9件、水痘（水ぼうそう）の報告が1件ありました。

視力検査の結果をお伝えします

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	%
裸眼視力 受検者数	78	57	79	70	72	54	410	
A	63	36	60	49	35	39	282	68.8
B	10	8	2	8	7	2	37	9.0
C	4	8	12	6	21	9	60	14.6
D	1	5	5	7	9	4	31	7.6
矯正視力 受検者数	2	7	4	12	21	25	71	
B以下の人数	2	3	3	11	15	16	50	70.4



裸眼視力
1.0未満
31.2%

文部科学省が毎年行っている「学校保健統計調査」では、令和7年度の裸眼視力 1.0 未満の者の割合は、小学校で36.07%となり、3割を超える結果となりました。本校の結果は31.2%でしたので、全国と比較すると若干低い割合となっていますが、矯正している児童のなかで、B以下の割合が7割を超えるなど、全体として視力低下が進んでいる現状がありそうです。今回の視力検査の結果がBである場合、学習にはほとんど支障を来すことはないと思われそうですが、裸眼でBの場合でもいわゆる**仮性近視**、初期の**近視**や**乱視**、時には治療を要する**弱視**の場合もありますので、このことで一度も眼科にかかったことがないという場合は、視力低下の原因について検査を受けられることをお勧めいたします。

— お知らせカードについて —

片目もしくは両目がA以下のお子さんに黄色のお知らせカードをお渡ししました。病院を受診する際は、こちらの用紙を御持参ください。受診状況の把握のため、お手数ですが、病院で受けた指導内容（□①）と受診した医療機関名（下線②）と受診した日付・保護者様の氏名（下線③）を御記入の上、御提出をお願いします。

連絡書（視力）

図長・学校長 様

記入後は切り離して
園・学校へ提出してください

右	裸眼視力	矯正視力	屈折異常の有無	
			無	有
左	正視	正視	・偽近視	・近視
			・遠視	・遠視性乱視
正視	正視	・偽近視	・近視	
		・遠視	・遠視性乱視	
			・遠視	・遠視性乱視
			・遠視	・遠視性乱視
			・遠視	・遠視性乱視
			・遠視	・遠視性乱視

事後指導

1 異常なし 2 経過観察(日常生活の注意) 3 偽近視の治療 4 眼鏡(コンタクト)装着
5 眼鏡をつくりかえる 6 再精密検査 7 屈折異常以外の病気()
8 定期的に医療機関等を受診し経過観察中 9 その他()

上記のとおり()で、検査・相談を受けましたので、連絡します。

年 月 日 保護者氏名

学校の健康診断はスクリーニング（疑わしいものを選び出す）検査です。専門医の受診の結果、「異常なし」と診断されることもありますのでご理解ください。

スポーツ振興センターについてお知らせします

スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

加入同意書を提出いただいた御家庭については、掛金460円が5月7日に引き落とされます。（※加入については、在学中、自動更新となっています。2～6年生については、昨年度の時点で既に提出いただいております。）

なお、就学援助・生活保護の対象のご家庭は掛金が免除となっております。

学校の管理下とは～登校から下校まで～



- ※ 健康保険適用外のものや、交通事故のように、第三者がかかわっている場合は、支払われないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 受診した月から2年間請求を行わなければ給付を受けられなくなるので、御注意ください。
- ※ 学校の管理下でのけがについては、センターによる給付が優先適用となるため、受診の際は、原則として「子ども医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の受給者証は使用しないようお願いいたします。

給付までの流れ



けが発生

（例）下校中にほどけていた靴ひもを踏まれて転倒し、顔面を打った。

保険証を使用し、窓口で**1500円以上**支払ったものが対象です。

帰宅後
病院を受診



学校へ
電話連絡

「医療等の状況」
「調剤報酬明細書」
「振込口座届」等



受診した旨を学校に御連絡ください。
必要な書類をお渡しします。

病院の窓口で、**月毎に書類**を書いてもらい、学校にご提出ください。

- ① 学校で、けがの発生状況を書いた「**災害報告書**」を作成し、御提出頂いた書類とともに、市教委へ報告。
- ② 市教委が振興センターへ申請
- ③ 振興センターで審査・給付決定
- ④ 市教委から各家庭へ連絡（支払通知はがきが郵送されます）
- ⑤ 保護者が指定した口座に給付金が振り込まれる。

申請後、2～3か月かかります。

自宅でのけがや公園等で遊んでいる時のけが、放課後のミニ児童会館利用中のけがなど、学校管理下外のけがについては、PTA 共済会が対象となります。二つの保険に加入することで、24時間給付を受けられるという仕組みになっています。